

平成29年第4回三鷹市議会定例会提出議案概要

番 号	件 名 及 び 内 容
1	<p data-bbox="352 483 1102 517">三鷹市の適正な債権管理の推進に関する条例（制定）</p> <hr/> <p data-bbox="352 624 480 658">1 目的</p> <p data-bbox="384 674 1366 853">市民の財産である市の債権の適正な管理を推進するとともに、市に債務を有する市民が納付の責務を適切に果たすための環境を整備し、もって市民間の負担の公平性と市の財政の健全性を確保することを目的とすることとした。</p> <p data-bbox="352 869 576 902">2 市長の責務</p> <p data-bbox="384 918 1366 996">法令並びに条例及びこれに基づく規則の規定に基づき、市の債権を適正に管理しなければならないこととした。</p> <p data-bbox="352 1012 576 1046">3 納付相談等</p> <p data-bbox="384 1061 1366 1240">納付相談により債務者の置かれている状況を十分に把握し、福祉的な配慮又は多重債務による専門相談が必要であること等が判明した場合は、専門の窓口へつなげる等のきめ細かな対応を図ることとした。</p> <p data-bbox="352 1256 480 1290">4 督促</p> <p data-bbox="384 1305 1366 1440">市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令等の定めるところにより、期限を指定して督促しなければならないこととした。</p> <p data-bbox="352 1456 576 1489">5 滞納処分等</p> <p data-bbox="384 1505 1366 1583">市税及び公課の滞納処分等については、法令の定めるところにより、行わなければならないこととした。</p> <p data-bbox="352 1599 576 1632">6 強制執行等</p> <p data-bbox="384 1648 1366 2002">その他の債権(市の債権のうち、市税及び公課以外のものをいう。以下同じ。)について、督促をした後、規則で定める期間を経過してもなお履行されないときは、担保の付されているその他の債権については、当該その他の債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求する措置をとらなければならない等とした。ただし、徴収停止の措置をとる場合又は履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでないこととした。</p>

	<p>7 徴収停止</p> <p>その他の債権で履行期限後、規則で定める期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、債務者が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難であると認めるとき等は、以後その保全及び取立てをしないことができることとした。</p> <p>8 履行延期の特約等</p> <p>その他の債権について、債務者が無資力又はこれに近い状態等に該当するときは、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができることとした。</p> <p>9 免除</p> <p>履行延期の特約又は処分をしたその他の債権について、当初の履行期限から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認めるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができることとした。</p> <p>10 債権の放棄</p> <p>その他の債権について、時効期間が満了したとき等に該当する場合は、当該その他の債権及びこれに関し既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金等に係る債権を放棄することができることとした。</p> <p>11 その他定義、他の法令等との関係、台帳の整備、延滞金、履行期限の繰上げ、債権の申出等、委任、経過措置及び延滞金の割合の特例等について定めることとした。</p> <p>12 施行期日</p> <p>平成30年4月1日</p>
2	<p>三鷹市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例(制定)</p> <hr/> <p>1 目的</p> <p>生産緑地法(以下「法」という。)の規定に基づき、三鷹市における都市計画に生産緑地地区を定めることができる区域の規模について定めることにより、都市農地を保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的とすることとした。</p>

	<p>2 生産緑地地区に定めることができる区域の規模 法に規定する条例で定める区域の規模は、300平方メートル以上とし、三鷹市全域に適用することとした。</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>
<p>3</p>	<p>三鷹市北野ハピネスセンター条例（全部改正）</p> <p>管理方式を指定管理者制度に変更することに伴い、三鷹市北野ハピネスセンター条例の全部を改正することとした。</p> <p>1 指定管理者による管理 三鷹市北野ハピネスセンターは、その設置の目的を効果的に達成するため、指定管理者が管理を行うこととした。</p> <p>2 指定管理者が行う業務</p> <p>(1) 生活介護、計画相談、機能訓練等の障がい福祉サービスの提供、障がい者の福祉等の相談及び支援並びに障がい者に係る福祉の啓発等に関する事業の実施に関する業務</p> <p>(2) 障がい福祉サービスの利用及び貸出施設の使用（団体登録を含む。）の承認に関する業務</p> <p>(3) 障がい福祉サービスの利用料金の徴収に関する業務</p> <p>(4) その他市長が必要と認める業務等</p> <p>3 利用料金 利用料金の額は次に掲げる額とし、利用料金は指定管理者の収入とすることとした。</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく生活介護は、次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 法の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（法の規定により介護給付費が利用者に代わり指定管理者に支払われるときは、利用料金の額から当該介護給付費を控除して得た額）</p> <p>イ 食事の提供に要する費用の額は1食につき700円を、入浴の提供に要する費用の額は1回につき100円を超えない範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額</p> <p>ウ 創作的活動等に係る費用の実費相当額</p> <p>(2) 機能訓練 1回につき350円を超えない範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額</p>

	<p>4 その他休館日、開館時間、障がい福祉サービス、利用の申込み、利用契約等、利用の制限等、使用の承認等、個人情報の取扱い等について定めることとした。</p> <p>5 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日 平成30年4月1日。ただし、5(2)は公布の日</p> <p>(2) 準備行為 三鷹市北野ハピネスセンターの施設の使用に係る手続その他の行為は、この条例の施行日前においても行うことができることとした。</p>
<p>4</p>	<p>三鷹市市税条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 都市計画税の税率の特例 都市計画税の税率100分の0.3を平成30年度分は100分の0.225とすることとした。</p> <p>2 施行期日 平成30年4月1日</p>
<p>5</p>	<p>三鷹市福祉住宅条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 収入申告義務の免除 公営住宅法の一部改正に伴い、認知症等で収入の申告をすることが困難な事情にある者として市長が認めるものについて、収入申告義務を免除し、市長の調査により把握した収入に応じて使用料を定めることができることとした。</p> <p>2 その他規定を整備することとした。</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>

<p>6</p>	<p>三鷹市営住宅条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 入居要件の緩和 子育て世帯への支援を拡大するため、市営住宅への入居要件を緩和し、同居する子どもの入居要件を「小学校就学の始期に達するまでの者」から「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に改めることとした。</p> <p>2 収入申告義務の免除 公営住宅法の一部改正に伴い、認知症等で収入の申告をすることが困難な事情にある者として市長が認めるものについて、収入申告義務を免除し、市長の調査により把握した収入に応じて使用料を定めることができることとした。</p> <p>3 その他規定を整備することとした。</p> <p>4 施行期日 公布の日</p>											
<p>7</p>	<p>三鷹市六小学童保育所A等の指定管理者の指定について</p> <hr/> <p>三鷹市六小学童保育所A等の指定管理者を次のとおり指定することとした。</p> <table border="1" data-bbox="391 1361 1334 1917"> <thead> <tr> <th>施 設</th> <th>指定管理者</th> <th>指定の期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三鷹市六小学童保育所A 三鷹市下連雀六丁目13番1号</td> <td rowspan="6">愛知県名古屋市 東区葵三丁目15 番31号 株式会社 日本 保育サービス</td> <td rowspan="6">平成30年4月 1日から平成 32年3月31日 まで</td> </tr> <tr> <td>三鷹市六小学童保育所B 三鷹市下連雀六丁目13番1号</td> </tr> <tr> <td>三鷹市南浦小学童保育所A 三鷹市下連雀九丁目6番28号</td> </tr> <tr> <td>三鷹市南浦小学童保育所B 三鷹市下連雀九丁目6番28号</td> </tr> <tr> <td>三鷹市連雀学園学童保育所 三鷹市下連雀七丁目10番15号</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施 設	指定管理者	指定の期間	三鷹市六小学童保育所A 三鷹市下連雀六丁目13番1号	愛知県名古屋市 東区葵三丁目15 番31号 株式会社 日本 保育サービス	平成30年4月 1日から平成 32年3月31日 まで	三鷹市六小学童保育所B 三鷹市下連雀六丁目13番1号	三鷹市南浦小学童保育所A 三鷹市下連雀九丁目6番28号	三鷹市南浦小学童保育所B 三鷹市下連雀九丁目6番28号	三鷹市連雀学園学童保育所 三鷹市下連雀七丁目10番15号	
施 設	指定管理者	指定の期間										
三鷹市六小学童保育所A 三鷹市下連雀六丁目13番1号	愛知県名古屋市 東区葵三丁目15 番31号 株式会社 日本 保育サービス	平成30年4月 1日から平成 32年3月31日 まで										
三鷹市六小学童保育所B 三鷹市下連雀六丁目13番1号												
三鷹市南浦小学童保育所A 三鷹市下連雀九丁目6番28号												
三鷹市南浦小学童保育所B 三鷹市下連雀九丁目6番28号												
三鷹市連雀学園学童保育所 三鷹市下連雀七丁目10番15号												

8	三鷹市北野ハピネスセンターの指定管理者の指定について														
	<p>三鷹市北野ハピネスセンターの指定管理者を次のとおり指定することとした。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>指定管理者</th> <th>指定の期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三鷹市北野ハピネスセンター 三鷹市北野一丁目9番29号</td> <td>東京都国立市谷保3140番地 社会福祉法人 睦月会</td> <td>平成30年4月1日から平成33年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	施設	指定管理者	指定の期間	三鷹市北野ハピネスセンター 三鷹市北野一丁目9番29号	東京都国立市谷保3140番地 社会福祉法人 睦月会	平成30年4月1日から平成33年3月31日まで								
施設	指定管理者	指定の期間													
三鷹市北野ハピネスセンター 三鷹市北野一丁目9番29号	東京都国立市谷保3140番地 社会福祉法人 睦月会	平成30年4月1日から平成33年3月31日まで													
9	市道路線の認定及び承諾について														
	<p>1 認定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>場所</th> <th>延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市道第848号線</td> <td>三鷹市井口二丁目</td> <td>154m</td> </tr> <tr> <td>市道第850号線</td> <td>三鷹市下連雀九丁目</td> <td>51m</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 承諾</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>場所</th> <th>延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小金井市道</td> <td>小金井市東町一丁目</td> <td>85m</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	場所	延長	市道第848号線	三鷹市井口二丁目	154m	市道第850号線	三鷹市下連雀九丁目	51m	路線名	場所	延長	小金井市道	小金井市東町一丁目
路線名	場所	延長													
市道第848号線	三鷹市井口二丁目	154m													
市道第850号線	三鷹市下連雀九丁目	51m													
路線名	場所	延長													
小金井市道	小金井市東町一丁目	85m													
10	平成29年度三鷹市一般会計補正予算（第4号）														
11	平成29年度三鷹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）														
12	平成29年度三鷹市下水道事業特別会計補正予算（第1号）														
13	平成29年度三鷹市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）														

○ 特記事項

- (1) 三鷹市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 三鷹市常勤の特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 三鷹市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部を改正する条例